

改 正 案	現 案 行
<p>な設備を設けること。</p> <p>五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百四十条の五 第二百二十三条の規定は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第百四十条の六 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>二 ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用</p> <p>三 食材料費</p> <p>四 理美容代</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	

改 正 案	現 行
<p>4 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</u></p> <p>第四十条の七 <u>指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</u></p> <p>5 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>7 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>8 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ら</u></p>	

改 正 案	現 案 行
<p>なければならない。</p> <p><u>(介護)</u></p> <p><u>第四百十条の八 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</u></p> <p>2 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</u></p> <p>3 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</u></p> <p>4 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</u></p> <p>6 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</u></p> <p>7 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</u></p> <p>8 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</u></p> <p><u>(食事)</u></p> <p><u>第四百十条の九 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</u></p> <p>2 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事</u></p>	

改 正 案	現 案 行
<p>業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百四十条の十 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百四十条の十一 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員（第百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の送迎の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守)</p>	

改 正 案	現 案 行
<p>第百四十条の十二 <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>二 <u>前号に該当しない小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>(準用)</p> <p>第百四十条の十三 <u>第二百五条、第二百六条、第二百九条、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十九条から第百四十条までの規定は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百五条第一項中「第三十七条」とあるのは「第百四十条の十一」と、第三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第六節 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 <u>この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第百四十条の十四 <u>第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所</u></p>	

改 正 案	現 案 行
<p>生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p>第百四十条の十五 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第百四十条の三に、それ以外の部分にあつては第百二十条に定めるところによる。</p> <p>第二款 設備に関する基準</p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第百四十条の十六 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所」という。）の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第百四十条の四に、それ以外の部分にあつては第百二十四条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第百四十条の十七 第百二十三条の規定は、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p><u>(利用料等の受領)</u></p> <p>第百四十条の十八 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第百四十条の六に、それ以外の部分にあつては第百二十七条に定めるところによる。</p> <p><u>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>第百四十条の十九</u> 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあつては第百四十条の七に、それ以外の部分にあつては第百二十八条に定めるところによる。</p> <p>(介護)</p> <p><u>第百四十条の二十</u> 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第百四十条の八に、それ以外の部分にあつては第百三十条に定めるところによる。</p> <p>(食事)</p> <p><u>第百四十条の二十一</u> 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第百四十条の九に、それ以外の部分にあつては第百三十一条に定めるところによる。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p><u>第百四十条の二十二</u> 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第百四十条の十に、それ以外の部分にあつては第百三十五条に定めるところによる。</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第百四十条の二十三</u> 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員（第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第四十三条に規定する一部小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）</p> <p>四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合を除く。）</p> <p>五 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p>	

改 正 案	現 行
<p>六 <u>ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>七 <u>通常の送迎の実施地域</u></p> <p>八 <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>九 <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>十 <u>非常災害対策</u></p> <p>十一 <u>その他運営に関する重要事項</u> (<u>定員の遵守</u>)</p> <p>第四百四十条の二十四 <u>一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四百四十条の十二に、それ以外の部分にあつては第三百三十八条に定めるところによる。</u></p> <p>(<u>準用</u>)</p> <p>第四百四十条の二十五 <u>第二百五条、第二十六条、第二十九条、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条及び百三十九条から第四百四十条までの規定は、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第二百五条第一項中「第三十七条」とあるのは「第四百四十条の二十三」と、第三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百四十条（第四百四十条の二十五において準用する場合を含む。）」と、同項第三号中「第二十八条第五項」とあるのは「第二十八条第五項及び第四百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百四十条（第四百四十条の二十五において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第七節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>第四百四十条の二十六～第四百四十条の三十一 (略)</p> <p>(<u>準用</u>)</p> <p>第四百四十条の三十二 <u>第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十四条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の</u></p>	<p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>第四百四十条の二～第四百四十条の七 (略)</p> <p>(<u>準用</u>)</p> <p>第四百四十条の八 <u>第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十四条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業につい</u></p>

改 正 案	現 行
<p>事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>て準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第百四十六条 <u>指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行われなければならない。</u></p> <p>3 <u>短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</u></p> <p>5 <u>指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> (短期入所療養介護計画の作成)</p> <p>第百四十七条 (略)</p> <p>2 <u>短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第百四十六条 <u>指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。</u></p> <p>2 <u>指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行う。</u></p> <p>3 <u>短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</u></p> <p>4 <u>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u>を行ってはならない。</u></p> <p>5 <u>指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> (短期入所療養介護計画の作成)</p> <p>第百四十七条 (略)</p> <p>2 <u>指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所療養介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。</u></p> <p>3 <u>短期入所療養介護計画の作成に当たって</u></p>

改 正 案	現 行
<p>4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、<u>短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第百五十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百五十四条の二 指定短期入所療養介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 短期入所療養介護計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百四十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条、第三十三条、<u>第三十五条から第三十八条まで</u>、第五十二条、第六十五条、第百一条、第百三条、第百十八条、第百二十五条、第百二十六条第二項及び第百三十九条の規定は、指定短期入所療養介護の</p>	<p>は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、<u>当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第百五十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条、第三十三条、<u>第三十五条から第三十九条まで</u>、第五十二条、第六十五条、第百一条、第百三条、第百十八条、第百二十五条、第百二十六条第二項及び第百三十九条の規定は、指定短期入所療養介護の</p>

改 正 案	現 行
<p>事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p>

第十一章 痴呆対応型共同生活介護

第十一章 痴呆対応型共同生活介護

第二節 人員に関する基準

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

(従業者の員数)

第百五十七条 指定痴呆対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定痴呆対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定痴呆対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第四項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。

第百五十七条 指定痴呆対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定痴呆対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定痴呆対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、宿直時間帯（夜間及び深夜の時間帯をいう。以下同じ。）以外の時間帯に指定痴呆対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、宿直時間帯を通じて一以上の介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。

2・3 (略)

2・3 (略)

4 第一項の夜間及び深夜の時間帯において宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居の職務に従事することができるものとする。

4 第一項の宿直時間帯において宿直勤務を行う介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居又は第七十一条第三項の介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは病院等の職務に従事することができるものとする。

5 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第百六十四条第一項に規定する痴呆対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

5 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、介護支援専門員その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第百六十四条第一項に規定する痴呆対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。